

## エクアドルの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

エクアドル共和国（スペイン語では「República del Ecuador」。英語では「Republic of Ecuador」。以下「エクアドル」<sup>2</sup>という）は、南米大陸の北西部に位置し、北側はコロンビア、東側と南側はペルーに接し、西側は太平洋に面する共和制国家である。国土の面積は、日本の本州と九州を合わせた程度の広さである。エクアドルの本土は、太平洋岸の亜熱帯低地海岸地帯（コスタ）、中央を南北に縦断するアンデス山脈の山岳地帯（シエラ）及び東部のアマゾン川上流の熱帯雨林地帯（オリエンテ）の3つの地域に分けられる。また、本土から約1000km西には、ガラパゴス諸島（コロソ諸島）がある。首都は内陸部にあるキト<sup>3</sup>であるが、最大の都市は太平洋沿岸部にあるグアヤキルである<sup>4</sup>。

エクアドルの人口は約1640万人であり、国民の約77%はメスティーソ（先住民と白人との混血）、約11%は白人、約7%は先住民、約5%は黒人である。カトリックが国民の85%を占める。原則的な公用語はスペイン語であるが、先住民言語であるケチュア語及びシュワール語等も使用される。法定通貨は米ドルである。

エクアドルの主な産業は、鉱業及び農業である。鉱物資源の中でもとくに重要なものは石油であり、輸出額の約4割を占める。エクアドルは、OPECに加盟している。また、主な農産品は、コーヒー豆、バナナ、カカオ豆等である。

現在のエクアドルのある地域は、16世紀までインカ帝国の支配下にあった。インカ帝国は1533年にスペインのフランシスコ・ピサロに征服された。その後、エクアドルは、スぺ

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所

（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 「エクアドル」という国名は、首都キトを通る赤道（スペイン語では「Ecuador terrestre」）に由来する。

<sup>3</sup> 南米諸国連合（UNASUR）の事務局は、キトに置かれている。

<sup>4</sup> 現在から100年前の1918年、野口英世博士は、米国のロックフェラー黄熱病委員会のメンバーとして、まだワクチンの無かった黄熱病の病原体の発見のため、エクアドルに派遣された。野口博士は、エクアドル到着の9日後、黄熱病の病原体を発見したと発表した（但し、後になって、これは黄熱病の病原体ではなく、当該発表内容は誤りであったことが判明している）。上記の発表のニュースは大々的に報道され、エクアドルでは、野口博士の功績が高く評価された。例えば、野口博士の記念切手が発行され、また、野口博士の氏名を冠した学校が設立されている。キトとグアヤキルには、野口博士の銅像や「ノグチ通り」もある。

インの支配の下、ペルー副王領となり、スペイン軍との戦闘は継続していたが、シモン・ボリーバル率いる独立派等の尽力により、1819年には現在のコロンビア、ベネズエラ、エクアドル、パナマ等を含む「グラン・コロンビア共和国」（大コロンビア共和国）が成立した。その後、1830年に、エクアドルは、分離・独立を達成した。しかし、エクアドルでは、その後も政治的混乱が続き、1976年には軍によるクーデターが発生する等したが、1979年に、軍事政権から民政に移管した。

2006年11月の大統領選決選投票でラファエル・コレアが勝利し、2007年に大統領に就任した。コレア政権は、反米左派路線を採り、石油等の天然資源に対する政府管理を強化した。2009年10月に米軍の使用を認めるマンタ空軍基地の賃貸期限が切れ、コレア政権は期限延長を認めなかったことから、米軍は撤退した<sup>5</sup>。2017年5月、レニン・モレノが新大統領に就任した。モレノ大統領は、当初、コレア前大統領の政策を引き継ぐと見られたが、必ずしもコレア政権の政策を踏襲せず、穏健左派路線を採っている。

エクアドルは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、エクアドルが加盟している「アンデス共同体」（CAN）の域内では関税が撤廃されてアンデス自由貿易圏が形成され、また、対外的には共通関税（関税同盟）を実施している。アンデス共同体の現在の加盟国は、エクアドル、ペルー、コロンビア及びボリビアの4か国であり、準加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ及びチリの5か国である。また、南米南部共同市場（メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」）は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した。現在の加盟国は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビア<sup>6</sup>及びベネズエラ<sup>7</sup>の6か国であり、準加盟国は、エクアドル、ペルー、コロンビア、チリ、ガイアナ及びスリナムの6か国である。

エクアドルの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。エクアドルの法制度は、ローマ法、原住民インディヘナ法、ナポレオン法典、チリのアンドレス・ベリヨ法典<sup>8</sup>、及び最近のスペイン語圏のラテンアメリカ諸国の法制度の影響を受けている<sup>9</sup>。

<sup>5</sup> 本稿におけるエクアドルの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2018年版』（二宮書店、2018年）455頁等を参照した。

<sup>6</sup> 但し、ボリビアは2012年12月に加盟議定書に署名したものの、他の加盟国の批准が完了していない。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/mercosur/index.html>

<sup>7</sup> 但し、ベネズエラは、2016年12月より加盟資格が停止されている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/mercosur/index.html>

<sup>8</sup> アンドレス・ベリヨ（Andres Bello）については、中川和彦著「チリー一八五五年民法典とアンドレス・ベリヨ（一）～（三完）」（『成城法学 45～47号』（成城大学法学会、1993年～1994年）所収）を参照。

<sup>9</sup> 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」（JURIS、2017年）の「Ecuador」

## II 憲法

### 1 総説

エクアドルの現行憲法は、2008年10月20日に施行されたものが基本となっており、全444か条からなる（経過規定等を除く）。エクアドル憲法の主な体系は、表1のとおりである<sup>10</sup>。

エクアドル憲法は、日本国憲法と比べて、条文数が多いだけでなく、内容的にもかなり特異な規定を数多く含んでいる。例えば、以下の規定がある（人権に関する特徴的な規定については、後述する）。

①エクアドル憲法は、軍隊の基本的役割を積極的に評価し、いくつかの一般的な規定を有している（158条～162条）ほか、以下のとおり独自の規定をも有する<sup>11</sup>。

・エクアドルは、平和の領土である。外国の軍事基地及び軍事目的を持った外国の施設も許されない。エクアドルの軍事基地を他の国の軍隊や治安のために使用することを禁止する（5条）。

・国際的な紛争の平和的な解決を支持する。解決のために武力による威嚇や武力の行使を拒否する（416条2項）。他国の内政干渉、及び武力侵攻、侵略、占領、経済的・軍事的封鎖等、いかなる形の干渉をも非難する（同条3項）。平和及び世界の軍縮を促進する。大量破壊兵器の開発、使用を非難し、軍事目的で他国の領土に基地や施設を設置することを非難する（同条4項）。

・化学・生物・核兵器の禁止が明文で規定されている（15条2項）。

②先住民インディヘナ民族・部族に対する特別の配慮がなされている（4条、56条～60条、171条等）。

③直接民主主義の制度が採用されている。一つは、国民発案（イニシアティブ）の制度である。即ち、選挙区選挙人名簿に登録された選挙人の25%以上の者は、法規範の制定、改正及び廃止の発案を行うことができる（103条）。もう一つは、国民投票（レファレンダム）の制度である。即ち、選挙機関は、大統領、地方自治政府の首長又は市民の裁量により、特定のテーマ・争点に対し、国民の意見を確認するため、国民投票を実施することができる（104条）。

④国の各種政策に関する詳細かつ具体的な規定が多数置かれている。即ち、食料政策（281

---

1～2頁。

<sup>10</sup> エクアドル憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.constituteproject.org/constitution/Ecuador\\_2008.pdf](https://www.constituteproject.org/constitution/Ecuador_2008.pdf)

また、エクアドル憲法の日本語訳は、吉田稔著「エクアドル共和国憲法（2008年）—解説と翻訳—」（『姫路法学 第54号』（姫路法学会、2013年）所収）に掲載されている。

<sup>11</sup> 笹本潤著『世界の「平和憲法」新たな挑戦』（大月書店、2010年）63～64頁。

条)、経済政策 (284 条)、財政政策 (285 条～299 条)、租税政策 (300 条)、為替政策 (302 条)、商業政策 (304 条)、環境政策 (313 条～318 条) 等について規定されている。例えば、食料政策として、「食料主権」についての詳細かつ具体的な規定が置かれている (281 条)。即ち、人、共同体、部族及び民族が、健康及び永続的形式で文化的に適切な食糧自給のための戦略的目的及び国の責務が規定されている。

⑤生物多様性及び自然資源の保護に関する詳細かつ具体的な規定が多数置かれている (395 条～415 条)。

⑥「ラテンアメリカ及びカリブ諸国との統合」に関する詳細かつ具体的な規定が置かれている (423 条)。

表 1 : エクアドル憲法の主な体系 (経過規定等を除く) <sup>12</sup>

前文	
第 1 編 国の構成要素	第 1 章 基本原則、第 2 章 市民
第 2 編 権利	第 1 章 権利行使の原則、第 2 章 良き生活の権利、第 3 章 優先的配慮を要する人及びグループの権利、第 4 章 先住民共同体、部族及び民族の権利、第 5 章 参加権、第 6 章 自由権、第 7 章 自然への権利、第 8 章 保護の権利、第 9 章 責務
第 3 編 憲法の保障	第 1 章 法的保障、第 2 章 公共政策、公共サービス及び市民参加、第 3 章 裁判権の保障
第 4 編 参加及び権力組織	第 1 章 民主主義への参加、第 2 章 立法権、第 3 章 行政権、第 4 章 司法権及びインディヘナ裁判、第 5 章 透明性及び社会統制の機能、第 6 章 選挙機能、第 7 章 行政
第 5 編 国の領域組織	第 1 章 一般規定、第 2 章 領域組織、第 3 章 分権的自治政府及び特別区、第 4 章 権限体制、第 5 章 経済的資源
第 6 編 発展制度	第 1 章 一般原則、第 2 章 発展のための参加計画、第 3 章 食料主権、第 4 章 経済主権、第 5 章 戦略、サービス部門及び公企業、第 6 章 労働及び生産
第 7 編 良き生活の体制	第 1 章 包摂及び公平、第 2 節 多様性及び自然資源
第 8 編 国際関係	第 1 章 国際関係の原則、第 2 章 条約及び協定、第 3 章 ラテンアメリカの統合
第 9 編 憲法の最高性	第 1 章 原則、第 2 章 憲法裁判所、第 3 章 憲法改正

## 2 統治機構

<sup>12</sup> 訳語は、原則として、吉田・前掲書に従った。

### (1) 立法府

エクアドルの立法府である「全国議会」は、一院制であり、首都キトに常設の形で設置されている。議員の任期は4年、議員の定数は137議席である。議員は、エクアドルに出生した18歳以上のエクアドル国籍保有者であり、政治的権利を行使できる者でなければならない。

「全国議会」の職責としては、①選挙により選出された大統領及び副大統領を就任させること、②大統領に提出する年次報告を承認すること、③憲法改正の過程に参加すること、④法律を採択、改正、廃止及び解釈すること、⑤租税を創設、改定及び廃止すること、⑥国際条約を批准又は否認すること、⑦国家予算を承認し、執行を監視すること等がある。

### (2) 行政府

エクアドルの行政府は、大統領、副大統領及び大臣により構成される。首相は無い。

エクアドルの大統領は、国家元首であるとともに、行政府の長として政府を代表する役割を有する。

大統領の任期は4年であり、副大統領とともに直接選挙によって選出される。大統領及び副大統領は、エクアドルに出生した、候補時に35歳以上の者であり、政治的権利を行使できる者でなければならない。

従前の憲法の規定では、大統領の再選が1回だけ許されるという制限があった。その趣旨は、大統領の長期政権による腐敗を防止することにある。コレア大統領は、2009年4月及び2013年2月の大統領選に勝利し、2008年憲法施行後、連続して再選を果たしていた。2015年12月の議会による議決により、この制限の規定が撤廃された。2017年4月の大統領選にコレア大統領は出馬したが、落選し、2017年5月、レニン・モレノが新大統領に就任した。モレノ大統領は、当初、コレア前大統領の政策を引き継ぐと見られたが、必ずしもコレア政権の政策を踏襲せず、むしろコレアの大統領復帰を阻むため、2018年2月4日、憲法改正の国民投票を実施した。国民投票の結果、大統領の再選は1回のみとすることとされたため、2021年の大統領選への出馬を検討していたコレアの大統領復帰の道は閉ざされたといえよう。

大統領の責務としては、①憲法、法律及び条約を執行すること、②全国議会に政策を提出すること、③行政権を決定・指導すること、④分権的形式で行政を指導し、必要な命令（デクレ）を發布すること、⑤国の大臣その他の公務員を任命・解任すること、⑥外交を決定し、国際条約に署名し、外交官を任命・解任すること、⑦全国議会の採択した法律案を承認し、官報に公示すること等がある。

### (3) 司法府

エクアドルにおける普通裁判は、最高裁判所及び下級裁判所が管轄する。

最高裁判所は、首都キトに設置されている。任期 9 年（再任なし）の 21 名の裁判官により構成され、3 年ごとに 3 名ずつ入れ替わる。

県裁判所は、各地方裁判所で下された第一審判決に対する上訴を管轄する。

仲裁裁判所は、個人、共同体、隣人の紛争を公平に審理・解決するため、仲裁・対話・友好的な合意、共同体の慣行メカニズムを利用する。仲裁裁判官は、法律専門家でもよく、仲裁裁判所は、自由剥奪を科すことはできず、先住民インディヘナ裁判に優位することもできない。

憲法裁判所は、首都キトに設置されている。任期 4 年（再任なし）の 9 名の裁判官により構成される。

先住民共同体、部族及び民族は、その居住地において、祖先の伝統及び固有の権利に基づき、独自の司法権を行使し、先住民インディヘナ裁判を行うことが憲法で認められている。但し、憲法裁判所の決定によると、この先住民インディヘナ裁判は一定の制限を受けるものとされており、もし生命又は個人的完全性等の基本的権利の行使が侵害されるおそれがある場合、エクアドルの通常の刑事司法システムが、先住民インディヘナ裁判の決定を審査すべきこととされている<sup>13</sup>。

### 3 人権

エクアドル憲法の「第 2 編 権利」等には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、エクアドル憲法においても、同様に保障されているといえる。

エクアドル憲法の中で人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①「良き生活」について、詳細かつ具体的な規定が多数置かれている。即ち、「第 2 編 権利」の中の「第 2 章 良き生活」では、水及び食糧、健全な環境、コミュニケーション及び情報、文化及び科学、教育、居住及び住居、健康、労働及び社会保障について規定されている（12 条～34 条）。また、「第 7 編 良き生活の制度」でも、生物多様性及び自然環境を含む内容が規定されている（340 条～415 条）。「良き生活」の具体的内容としては、教育、健康、社会保障、住居、文化、スポーツ、社会的コミュニケーション、科学技術、危機管理、人口、安全、輸送が挙げられている。例えば、スポーツに関する規定の中では、「オリンピック、パラリンピックを含む国際競技の準備及び参加を刺激し」というように、非常に具体的に規定されている（381 条 1 項）。

②「優先的配慮を要する人及びグループ」（高齢者、幼児、青年、妊婦、障害者、難病に罹患した人、利用者・消費者等）の権利について、詳細かつ具体的な規定が多数置かれている（35 条～55 条）。家庭内暴力、性的暴力、憎悪犯罪並びに幼児、児童、青年、妊婦、障

<sup>13</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Ecuador1.html>

害者、年長者等に対する犯罪は、審理及び処罰のための特別かつ迅速な訴訟が行われる（81条）。

③「先住民共同体、部族及び民族等」の権利について、詳細かつ具体的な規定が多数置かれている（56条～60条）。例えば、先住民共同体等の土地を所有・使用・用益・管理・保存等する権利（57条1項4号～6号）、先住民共同体等の土地の資源の調査・採掘・市場化等に関する情報受領・利益参加・補償受領等の権利（57条1項7号）、先住民共同体等の土地における生物多様性及び自然環境の維持・保全・発展の権利（57条1項8号・9号・12号）等である。

④エクアドルに居住する外国人は、5年間以上、合法的に居住している限り、投票権を有する（63条2項）。

⑤死刑は廃止されている（66条1号）。

⑥良心的兵役拒否の権利、軍役への参加を拒否する権利が明文で規定されている（66条12号）。

⑦個人情報へのアクセス及び個人データ保護等に関する権利が明文で規定されている（66条19号）。また、個人情報保護訴訟についての規定もある（92条）。

⑧「自然」そのものが、人、共同体、部族、民族及び集団とともに、憲法が認める権利の主体であるとされている（10条）。人・共同体・部族・民族は、自然の権利の履行を、公的機関に請求する権利を有する（71条1項）。また、汚染されていない、自然と調和した環境に生きる権利が明文で規定されている（66条27号）。

⑨刑事手続における被害者の保護（例えば、二次被害からの保護）が明文で規定されている（78条、198条）。

⑩受刑者の社会復帰システムの具体的内容が明文で規定されている（201条～203条）。

#### 4 法令及び判決例

エクアドルの主な法源は、憲法、条約、協定、組織法、一般法、地方の規定、命令・規則、布告、指示、合意・決議、その他の公権力の行為・決定等である。エクアドルの法制度は、基本的には、成文化された法令により形作られている。

エクアドルの法律には、組織法と普通法という2つの種類がある。組織法とは、政府機関の組織及び活動並びに基本的人権及び自由の行使を規制するものである。普通法とは、組織法の定義に含まれない全てのものを指す。組織法は普通法に優先する。組織法は、議会の絶対多数で可決されなければならない<sup>14</sup>。

エクアドルの裁判所における訴訟では、判例も、重要な役割を果たしている。最高裁判所が義務的先例を変更するためには、変更を正当化する法的理由付けで支持され、法廷の全員一致の形式で承認されなければならない。

<sup>14</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Ecuador1.html>

### Ⅲ 民法

エクアドル民法典は、アンドレース・ベリョ<sup>15</sup>により起草されたチリ民法典を受容したものである。エクアドル民法典は、1857年11月21日に採択され、1861年1月1日に施行された。以来、幾度もの改正を受けており、最近では、1970年、2005年、2015年に改正されている。最後の2015年6月19日に改正された民法典が現行法である<sup>16</sup>。

全2424条からなる現行のエクアドル民法典は、契約（売買、贈与、賃貸借等）、債務、財産、相続等について規定している。

外国人であっても、エクアドルの不動産を取得することができるが、国境線及び海岸線付近の不動産の取得は制限されている。

### Ⅳ 会社法

エクアドル会社法典は、5種類の会社について規定しているが、エクアドルに投資しようとする外国企業は、エクアドルに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するエクアドル法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。

エクアドルにおける一般的な会社形態としては、「株式会社」及び「有限責任会社」等がある<sup>17</sup>。これらの会社の特徴は、表2のとおりである<sup>18</sup>。外国企業が子会社たる現地法人を設立する場合は、通常、「株式会社」が選択される。

表2：エクアドル法における主な会社の種類

名称	スペイン語	特徴
株式会社	Compañía Anónima (C.A.)、又は Sociedad Anónima (S.A.)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。株主は、外国人でもよいが、2名以上であることが必要である。最低資本金は800米ドルである。出資は現金であっても現物であってもよい。設立時には、全ての株式

<sup>15</sup> アンドレース・ベリョ (Andres Bello) については、中川・前掲書を参照。

<sup>16</sup> 2015年民法典は、下記ウェブサイトに掲載されている。

<http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=17098>

<sup>17</sup> 中川和彦著「エクアドル国1999年会社法〔上〕」(『国際商事法務 Vol.30, No.10』(国際商事法研究所、2002年)所収)1381頁によると、会社の種類別では、株式会社が選択される例が圧倒的に多い。

<sup>18</sup> 「Doing Business in Ecuador」(PWC、2006年)88～98頁。

<https://www.pwc.ec/es/publicaciones/assets/pdf/doing-business-ecuador-06-com-protecao.pdf>



		<p>が引き受けられ、かつ 25%以上の株式が払い込まれなければならない。外国の投資家が株式会社を設立する場合の手続には、約 90 日間を要する。自己株式の取得も認められるが、取得の間は株主としての権利の行使は認められない。株式の譲渡は、原則として、自由であり、他の株主の同意は不要である。株主総会が最高意思決定機関であり、取締役の選任等の決議を行う。通常株主総会は、会計年度末から 3 か月以内に開催されなければならない。払込み済み株式の 50%以上の株主の出席を要する。</p>
有限責任会社	Compañía Limitada (Cia. Ltda.)	<p>原則として、出資者の責任は出資額に限定される。出資者は 3 名以上 15 名以下でなければならない。最低資本金は 400 米ドルである。出資は現金であっても現物であってもよい。各出資者の出資金は 1 米ドル又はその倍数である。設立時には、各出資者の 50%以上の出資金が払い込まれなければならない。銀行業、保険業等を行う有限責任会社は認められない。出資者総会が最高意思決定機関であり、取締役の選任等の決議を行う。</p>

## V 民事訴訟法

エクアドルの民事訴訟法典は、もともとは 1987 年 5 月 18 日に施行された。以来、幾度もの改正を受けており、最近では、2005 年、2011 年に改正されている。最後の 2011 年 11 月日に改正されたものが、全 1017 条からなる現行の民事訴訟法典である<sup>19</sup>。

エクアドルでは、三審制が採られている。通常事件の第一審は 1 名の裁判官により審理される。控訴審は県裁判所で 3 名の合議体により審理される。上告審は最高裁判所で 3 名の合議体により審理される<sup>20</sup>。この他、労働事件については労働裁判所により審理される。

訴訟の他に、代替的紛争解決手段 (ADR) として、調停及び仲裁も利用される。

エクアドルは、投資紛争解決国際センター (ICSID) による国際投資紛争の調停と仲裁を行うための「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」を脱退することを 2009 年 7 月に発表した (2010 年 1 月発効)。

<sup>19</sup> 2011 年民事訴訟法典は、下記ウェブサイトに掲載されている。

[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=443682](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=443682)

<sup>20</sup>

エクアドルでは、長年にわたり、米国の石油大手企業シェブロンとの紛争が継続してきた。エクアドルの原告住民の主張によると、シェブロンが 2001 年に合併したテキサコの現地法人は、1972 年から 1992 年にかけて、有害な排水及び原油を廃棄し続けた。その結果、アマゾンの熱帯雨林・農作物・家畜に大きな被害を与えた上、付近住民のガンの発病を増加させる等した。被害を受けた住民は、当初、米国の裁判所に提訴したが、米国の裁判所は管轄権がエクアドルの裁判所にあると判断したため、エクアドルの裁判所で審理が行われた。2011 年、エクアドルのスクムビオス地方裁判所は、被告シェブロンに対し、原告に 96 億ドルの損害賠償を支払え、もし支払わない場合は賠償額を 2 倍にすると命じた。しかし、支払いがなかったため、当該裁判所は 190 億ドルの損害賠償を命じる判決を言い渡した。その後、2013 年には、エクアドルの最高裁判所が、シェブロンは原告に 88 億ドルの損害賠償を支払え、との判決を下した。しかし、依然として、シェブロンは損害賠償を支払うことを拒否している。

## VI 刑事法

2014 年に、エクアドルの組織法としての刑法典が制定・施行された。これは、刑事に関する実体法及び手続法の両方について規定する法律である。同法は、「第 1 編 総則」、「第 2 編 罪」、「第 3 編 刑事訴訟」、「第 4 編 附則」から構成される。この改正により、女性に対する罪、医療過誤罪及び情報科学罪が追加された。墮胎罪についてはさまざまな議論があったが、精神障害のある女性に対する強姦の場合、及び母親の生活が重大な危険にさらされる場合にのみ、中絶が認められるという立場が維持された。即ち、強姦の全ての場合に、中絶が認められるわけではない<sup>21</sup>。また、2018 年 2 月 4 日の国民投票により、汚職で有罪判決を受けた者の政治資格を恒久的に剥奪すること、及び年少者等に対する性犯罪には時効は認められないことが決定された。

エクアドルでは、過去には、米国からの圧力を受け、薬物犯罪の取締りを強化することにより撲滅しようとしたが、十分には効を奏さなかった。近時、エクアドルでは、薬物使用を非犯罪化する政策が採られるようになってきている。既に薬物使用で刑務所に入っていた囚人が多数釈放されている。このような政策の背景には、薬物使用者に必要なのは、正しい知識・情報、治療、リハビリであって、刑罰の執行ではないという点にある。

## VII 参考資料

以上、エクアドル法の概要を簡単に紹介してきたが、エクアドル法については、日本語の文献・論文等は非常に少ない。英語で紹介・解説した文献は、インターネット上に、あ

<sup>21</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Ecuador1.html>

る程度存在する。エクアドル法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: The Basic Structure of the Ecuadorian Legal System and Legal Research」<sup>22</sup>等が参考になる。

エクアドルの法令は、スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、前述したように、石油等の鉱物資源やコーヒー豆・バナナ・カカオ豆等の農産物を産するエクアドルの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、エクアドルの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.46 No.4』（国際商事法研究所、2018年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第12回 エクアドル」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>22</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Ecuador1.html>